A225 放射線治療室管理加算

2022年4月22日時点(疑義解釈6まで)日本ヘルスケアプランニング株式会社



A225 放射線治療病室管理加算(1日につき)

- 1 治療用放射性同位元素による治療の場合 6,370点
- 2 密封小線源による治療の場合 2,200点
- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た 病室において、治療上の必要があって放射線治療病室管理が行われた入院患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を 含む。)又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であって、 治療用放射性同位元素による治療が行われたものに限る。)について、所定点数に加算する。
- 2 2 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があって放射線治療病室管理が行われた入院患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。) 又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であって、密封小線源による治療が行われたものに限る。)について、所定点数に加算する。

A225 放射線治療室管理加算(施設基準)

- 1 治療用放射性同位元素による治療の場合の施設基準 治療用放射性同位元素による治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。
- (1) 医療法施行規則第30 条の12 に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が 1週間につき1ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が 通行又は停在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室内又は病室付近に必要な放射線測定器(放射性同位元素による汚染の検査に係るもの)、器材(放射性同位元素による汚染の除去に係るもの)及び洗浄設備並びに更衣設備を設置していること。ただし、当該病室が特別措置病室である場合には、更衣設備の設置に代えて、作業衣を備えることをもって、当該基準を満たしているものとして差し支えない。 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。
- 2 密封小線源による治療の場合の施設基準 密封小線源による治療を行う治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。
- (1) 医療法施行規則第30 条の12 に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が 1週間につき1ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が 通行又は停在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。
- 3 届出に関する事項
- (1)放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式26の3を用いること。
- (2) 当該病室の平面図を添付すること。



A225 放射線治療室管理加算

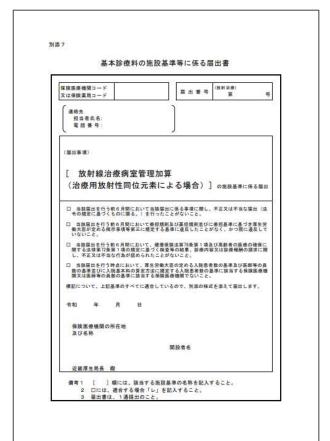
届出関連

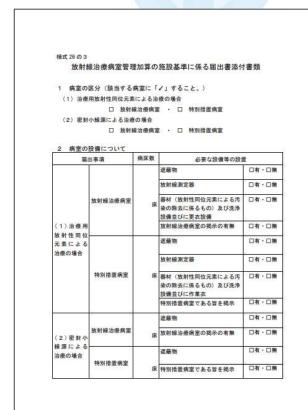


A225 放射線治療室管理加算(届出関連)

・届出に関する事項 放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式26 の3を用いること。

治療用放射性同位元素による治療の場合





[記載上の注意]

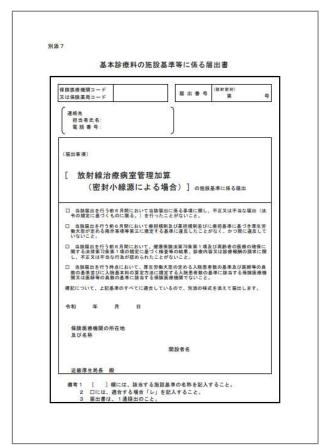
- 1 治療用放射性同位元素による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室又は特別措置頻室の平面図(当該届出に係る病室が明示されており、必要な速震物、飲飲料線測定器、汚染除去にかかる器材、洗浄設備及び更衣設備の場所、放びに、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所がわかるもの。)を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。
- 電前の47かでかり、とは引うこと。このは、単立を基本をよるについている。 2 密封り地線派による治療の場合に係る原金が明示されており、当転線出作係率文は 特別措置病室の平面図(当該届出に係る病室が明示されており、当転届出に係 る要な道義物や、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している 場所のわかるもの)を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。

※上記の様式の他に病室の平面図が必要。

A225 放射線治療室管理加算(届出関連)

・届出に関する事項 放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式26 の3を用いること。

密封小線源による治療の場合





[記載上の注意]

- 1 治療用放射性同位元素による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室文は特別措置病室の平面図 当該届出に係る病室が明示されており、必要な道義物、放射線測定器、汚染除去にかかる器材、洗浄設備及び更衣設備の場所、並びに、放射線治療病室文は特別措置病室である旨を掲示している場所がかかるもの。)を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。
- 2 密封小帳源による治療の場合に係る層出にあたっては、放射線治療病室又は 特別措置病室の平面図(当該層出)係る病室が明示されており、当該層出に係 る必要な道義物や、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している 場所のわかるもの)を恐付すること、その際、適宜写真専を恐付してもよい。

※上記の様式の他に病室の平面図が必要。

